



人がきらめき だれもが安心・安全に暮らせるまち

2014

9月号

No.789

ごが

五霞町 広報



流しそうめん (西児童館)
(関連記事 14ページ)

主な内容

五霞町コミュニティ交通について

2・3

ホームページがリニューアルしました

4・5

小児マル福が変わります／臨時福祉給付金・子育て
世帯臨時特例給付金について

6



五霞町イメージキャラクター
「ごかりん」

の運行ルート・ダイヤを改正します

今回の改正ポイント

- これまでの日中2ルートを統合して、毎日（月～土）運行します
- 日中の循環ルートを往復ルートに変更し、南栗橋駅に連絡します
- 済生会病院やベイシアの利用に便利

※このほか、利用状況を考慮してルートを変更しました。

- 運賃は大人1回200円の均一料金
(小・中・高・障害者は100円、未就学時は無料)
- ルートは朝晩と日中2つのルート
- 日曜を除く毎日運行
- バスは乗降ステップリフト付き

朝晩ルート



日中ルート



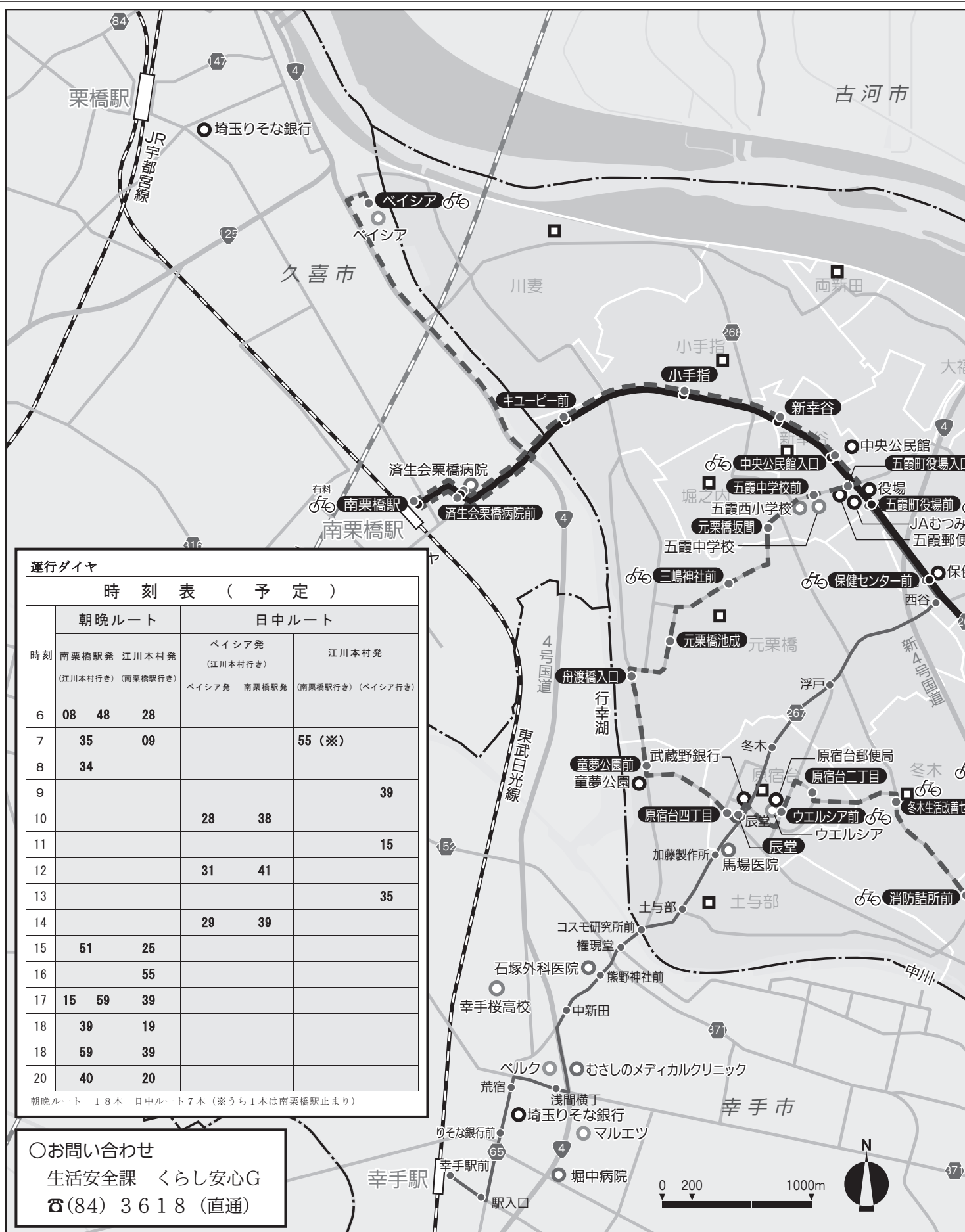
—— 幹線（路線バス）
- - - 支線

●●● 朝晩ルート
- - - 日中ルート
 停留所近辺に駐輪スペースあり

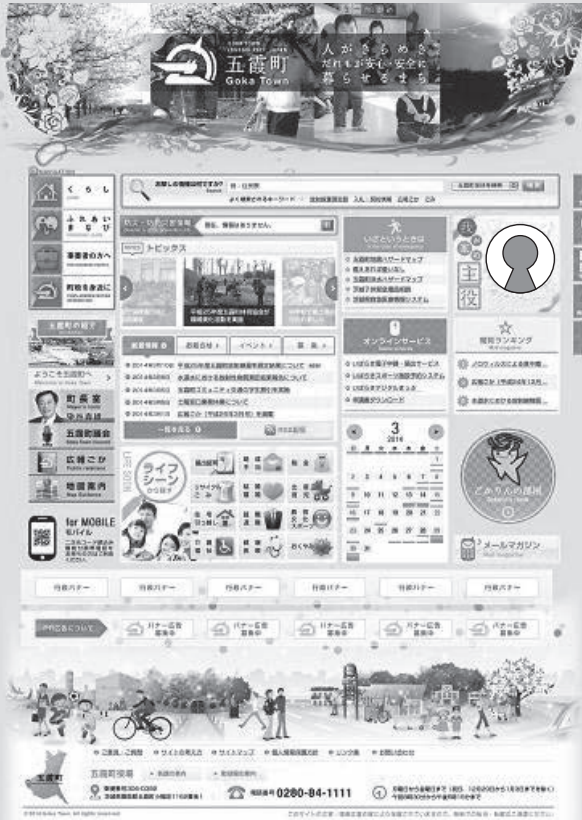
●●● 路線バス
○ 公共・公益施設
○ 医療施設
○ 教育施設
○ 商業施設
■ 集会所



10月1日から五霞町コミュニティ交通



ホームページリニューアル!



その1 デザインが大きく変わりました!
 地域の特徴を発信する画像を配置し、川に囲まれた五霞町をイメージしたデザインになりました。
 トップページでは、“ごかりん” がご案内します!

その2 発信機能が高まりました!
 災害時の緊急情報の伝達手段としてホームページへの自動掲載や Facebook や Twitter の導入、防災情報などの緊急情報のメールマガジン配信機能が加わりました。

その3 見る人にやさしい機能!
 誰もが利用しやすいよう文字の拡大縮小や背景色を変更する機能、音声読み上げ機能やルビ（ふりがな）機能、外国語への自動翻訳機能も設置しました。また、スマートフォンに適したページでご覧いただけます。

バナー広告募集しています

○広告掲載内容

「町公式ホームページ」の公共性を損なうおそれのない企業および個人(町内外は問いません)。

○広告掲載料金 (1 枠)

1 カ月: 10,000 円

3 カ月以上連続して掲載する場合の掲載料金は、次のとおりとなります。

- (1) 3 カ月連続して掲載する場合 1 カ月につき 9,000 円
- (2) 6 カ月連続して掲載する場合 1 カ月につき 8,000 円
- (3) 12 カ月連続して掲載する場合 1 カ月につき 7,000 円



○お問い合わせ

総務課 秘書広報 G

☎(84) 1111 (内線 213)

2014 年 9 月 1 日から

町公式 Facebook・町公式 Twitter・メールマガジン配信を導入！

町公式ウェブサイト（本サイト）上での新着情報やイベント・募集情報を自動投稿します。
また、職員による旬な情報を掲載していきます。

ぜひ、ご活用ください！

メールマガジン配信は 10 月 1 日スタート！

防災情報や各種イベント記事などをピックアップして配信します。
みなさんがいつでも気軽に利用できるメールマガジンを目指します。



メールマガジン登録方法については、後日お知らせします。

五霞魅力アップ！いいところ探し隊大募集！！

☆☆集めよう！広めよう！五霞町の魅力！！☆☆

【応募資格】

五霞町在住・在勤の方

随時募集！取材の経験は一切問いません。

興味のある方、五霞町の魅力発信を一緒にしていただける方など、どなたでもご応募いただけます。女性の方大歓迎！（小学生の応募は保護者の同意が必要です）

【応募方法】

下記必要事項を記載のうえ、電子メール（soumu@town.goka.lg.jp）で提出してください。
写真はプリントしたものを提出していただいても構いません。（写真の容量は 10MB 以内に圧縮してください）

【必要事項】

メール件名：いいところ探し隊

氏名、撮影内容（場所やイベント名など）、連絡先（住所・電話番号など）

※応募いただいた写真または動画は掲載しない場合もあります。

※報酬などはありません。

みなさんで、多くの人に五霞町の魅力を届けませんか！

たくさんのご応募お待ちしております！

小児マル福が変わります

10月1日から
小児マル福が変わります。

県と町が一体となつて行つております、
妊産婦・小児・ひとり親・重度心身障害
者の方々への医療福祉費の助成（マル福）
のうち、小児マル福が次のように改正さ
れます。

【改正①】

対象年齢の上限が「小学6年生まで」
から「中学3年生まで」に拡大されます。
（※所得制限あり）

【改正②】

※1外来自己負担金の還付が未就学児ま
でに縮小されます。

新たに申請や手続きが必要となる方に
は、個別に通知します。

※1 外来自己負担金…1医療機関1回
600円（月2回まで）を自己負担金と
して医療機関へお支払いいただくもので
す。

※2 入院自己負担金…1日300円
（月3000円まで）を自己負担金とし
て医療機関へお支払いいただくものです。

マル福受給者証ご使用の流れ

		0歳～未就学児	小学1年生～中学3年生
県内	外来	※1 外来自己負担金のみ、お支払い ↓ 後日、※1外来自己負担金を還付	※1 外来自己負担金のみ、お支払い ↓ 還付はありません
	入院	※2入院自己負担金額のみ、お支払い	
県外	外来	窓口負担金額をお支払い ↓ 後日申請していただき、 窓口負担金額を還付	窓口負担金額をお支払い ↓ 後日申請していただき、 窓口負担金額より※1外来自己負担金 を除いた金額を還付
	入院	窓口負担金額をお支払い ↓ 後日申請していただき、 窓口負担金額より※2入院自己負担金額を除いた金額を還付	

○県内の病院や薬局にかかる場合、窓口健康保険証
・医療福祉費受給者証を提示してください。

※なお、県外の病院や薬局にかかる場合は、受給者証
を利用することができません。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G ☎(84)1965（直通）

臨時福祉給付金・子育て世帯 臨時特例給付金について

（健康福祉課）

申請はお済みですか

臨時福祉・子育て世帯臨時特
例給付金の申請期限は、10月2
日（木）までです。
期限内に申請できない場合は、
健康福祉課にご相談ください。

【申請添付書類】

※申請には次の書類の添付が必
ず必要です。ご注意ください。

○臨時福祉給付金

・申請、受給者の本人確認書類
（運転免許証等の写し）

・通帳の写し

※65歳未満の方で年金を受給さ
れている方は、6月に年金機構
から送付された「年金額改定通
知書」の写し

○子育て世帯臨時福祉給付金

申請、受給者の本人確認書類
（顔写真のある証明証の写し）

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006（直通）

振り込め詐欺や個人情
報の詐取にご注意くだ
さい

臨時福祉給付金・子育て世帯
臨時特例給付金の申請内容に不
明な点があった場合、役場から
問い合わせを行うことがありま
すが、ATM（現金自動預払機）
の操作をお願いすることや、支
給のための手数料を求めること
は、絶対にありません。

もし、不審な電話がありまし
たら、一旦電話を切り、警察等
に連絡をお願いします。

【連絡先】

○境警察署

☎(86)0110

○茨城県消費生活センター

☎029（225）6445



平成25年度株式会社五霞まちづくり交流センター (道の駅「ごか」)の経営状況



道の駅ごか9周年イベントの様子（五霞中学校 吹奏楽部）

株式会社五霞まちづくり交流センターの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間の経営状況が公表されましたので、お知らせします。

道の駅「ごか」の来場者数は順調に推移しています。平成25年度における施設延べ利用者数（レジ通過者）は、80万4千人、農産物直売所を含む総売上高は約8億5,100万円、交流センターとしての経常利益は約1,000万円になりました。

地域食材供給施設

◆レストラン「華ごぶし」



家族連れや観光団体の来店が多く、様々な地域食材を利用した食事を提供しています。茨城が誇る銘柄豚「ローズポーク」を使用したメニューや五霞町産常陸秋そば粉の手打ちそば（石臼挽き自家製粉）、茨城県産天

然なまず等が大変好評をいただいております。

◆軽食コーナー（最新情報）

幅広い客層に利用され、名物のローズポークまんに加え、五霞町のイメージキャラクターをモチーフにした商品が人気です。手作りの「ごかりまんじゅう」が新発売となり、愛嬌のある表情が可愛いと、子供から大人まで喜ばれています。また、五霞町産米粉を衣に使用した「アイス天ぷら」や、「たまげたカレーうどん・そば」など、話題のメニューを続々と提供しています。

◆農産物直売所「わだい万菜」

茨城むつみ農業協同組合に運



営を委託している農産物直売所は、毎日新鮮な地場産農産物やローズポークの精肉を求める多くのみなさんに利用され、道の駅「ごか」の活気をより引き立てています。

情報施設・交流広場

情報施設では、道路情報や地域情報を検索するシステムが備わっており、様々な道路利用者に活用されています。

また、五霞東・西小、中学校の児童生徒の作品展など、年間を通して各種展示を行い、利用者の目を楽しませています。

イベント広場では、フリーマーケットやよさこいソーラン踊り、吹奏楽の演奏会などの多彩なイベントが開催され、利用者のふれあいの場としてにぎわっています。

売上割戻金 約826万円を町に納付

平成25年度分の売上割戻金として、株式会社五霞まちづくり交流センターから町に対し8,263,237円が納付されました。

この割戻金については、道の駅「ごか」の今後の修繕費用等に充てる予定です。

臨時職員を募集します

五霞町教育委員会では、臨時職員を募集します。希望される方は、次の募集内容を確認のうえお申し込みください。お申し込みされた方の中から、面接などによる選考のうえ採用します。

人 数	1 名
応 募 資 格	パソコン操作のできる方(簡単な文書作成) ※ただし、地方公務員法第 16 号(欠格事項)に該当する場合は応募できません。
勤 務 先	五霞町教育委員会
業 務 内 容	一般事務
雇 用 期 間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の 6 か月間
勤 務 時 間	原則として月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
賃 金	日給 6,500 円 ※別途通勤手当、割増賃金、臨時賃金があります。
受 付 期 間	9 月 1 日(月)～9 月 16 日(火) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※閉庁日は除きます。
お申し込み方法	市販の履歴書に所要事項を記入のうえ、身分証明書の写しを添えてお申し込みください。なお、郵送の場合は、受付期間内必着とします。
お 申 し 込 み お 問 い 合 わ せ	〒306-0307 茨城県猿島郡五霞町大字小福田 148 番地 1 五霞町教育委員会 生涯学習 G ☎(84)1460 (直通)

9 月は動物愛護月間です

飼ったなら

めんどろみよう最後まで

飼い主の ルールとマナー

①犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後 3 カ月以上の全ての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。新しく犬を飼い始めた場合や、飼いの狂犬病予防注射を実施した場合は、役場で登録や注射済票の発行の手続きをしてください。

「登録」は生涯に 1 回です。

「狂犬病予防注射」は毎年 1 回です。必ず実施してください。

また、登録していた飼いの犬が死んでしまったときや住所、飼い主に変更があったときは、生活安全課まで連絡してください。

②犬はつないで飼育しましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。
犬を放し飼いにすると、農作

物を荒らしたり、他人の敷地に入っていたずらをしたり、最悪の場合には、咬傷事故の可能性もあります。

散歩をする時も、リードにつないで散歩するようにしましょう。

また、茨城県内では、秋田犬、土佐犬、紀州犬、ジャーマンシェパード、ドーベルマン、グレートデーン、セントバーナード、アメリカンピットブルテリアの 8 種類(このほか特に大型の犬も含む。)を「特定犬」に指定して、おりの中での飼育を義務付けています。

③環境美化に努めましょう

ペットのふんの後始末は飼い主の義務です。

散歩の途中でふんをした場合は、必ずビニール袋などに入れ持ち帰り、公共の場所(道路・公園など)や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

また、飼育場所の周辺は常に清潔にして、はえや悪臭の発生

を防ぎましょう。
④立派にしつけをして愛されるペットにしましょう
犬の放し飼いや鳴き声による騒音、排泄物による苦情といったペットによる苦情相談が後を絶ちません。

これらの多くは、飼い主による飼育や管理、しつけによって改善することができます。
飼い主の努力で近所からも愛されるペットにしてあげましょう。

⑤飼い主がわかるようにしましょう

迷子をなくすために、飼っているペットには名札や標識などをつけて、飼い主が誰であるかわかるようにしましょう。

特に、犬には注射済票をつけましょう。

⑥動物を飼うときは、責任を持って最後まで飼育しましょう

動物を飼うときは、習性をよく理解し、最後まで責任を持って飼育しましょう。

動物をみだりに虐待または遺棄した者には、50 万円以下の罰金が処せられます。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境 G
☎(84)3618 (直通)

農家のみなさまへ

稲わらの焼却防止にご協力を！



稲わら、麦わらの焼却は、地域住民の健康への影響や延焼による火災の恐れがあります。

また、最近では、洗濯物や室内に臭いが付着するなどといった苦情も寄せられています。

稲わら、麦わらは大切な資源です。

人と環境にやさしい農業を推進するために、稲わら、麦わらは焼却せずに有効に活用しましょう。

稲わら、麦わらの有効活用例

○水稲、大豆

水田へのトラクター等での耕うんによる有機物の供給

※水田をトラクター等で耕うんする場合には、腐熟を促進させるために、必ず腐熟促進剤を使用しましょう。

○果樹

敷わらによる地表面マルチ、マルチ栽培の緩衝資材

○野菜

トラクター等での耕うんによる有機物の供給、敷わらによる地表面マルチ

○畜産

繁殖牛、飼育牛等の粗飼料としての利用・敷き料としての利用

○その他

たい肥の原料としての利用

※注意
やむを得ず焼却する場合には、必要最小限にとどめていただき、ご近所の迷惑にならないよう、風向きなど十分考慮して実施してください。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)



9月10日は「下水道の日」です

《げすいどう みずのみらいを まもるみち》(平成26年度下水道推進標語)

「下水道の日」は、著しく遅

れているわが国の下水道の全国的な普及を図る必要があることから、このアピールを全国的に展開するため、「全国下水道促進デー」として始めました。

そして、近年の下水道に対する認識の高まりもあり、この際より親しみのある名称として「下水道の日」に変更されることになったものです。

下水道とは？

下水道とは、家庭の台所、風呂、水洗トイレなどから出る汚れた水を下水道管で処理場集めて、そこで水をきれいにし川に戻す施設全体をいいます。
下水道の整備が進むことにより、河川がきれいになり、生活環境がよくなります。

五霞町の下水道

町が行った下水道事業は、大きく分けて「公共下水道(以下、公共)」と「農業集落排水(以下、農集)」の2事業があります。これらの下水の排除方式は、各

家庭からの生活排水などを下水道管で1個所に集められ、そこできれいに浄化し川に放流しております。

公共は、市街化区域と市街化調整区域の各家庭からの生活排水などを環境浄化センターで処理しております。

農集は主に農業振興地域が対象となり、大福田・東部・北部・南部の4地区がそれぞれ整備され供用しております。

早期接続のお願い

現在、町の下水道接続率(農集等含む)は81・7%となっており、茨城県内でも上位となっております。

町では下水道の普及促進に力を入れておりますので、下水道が使えるようになった区域で、まだ下水道に接続されていない方は、下水道の接続にご協力をお願いいたします。

下水道に異物を流さないで

町内のポンプ施設で異物が絡まってしまふ故障が頻繁に発生

しています。

次のような異物は絶対に流さないでください。

・布きれ(タオル・ハンカチ・下着・モップ類)

・野菜くず

・ビニール類

・食用油

・水にとけない紙(おむつ・たばこ等)

・危険物(薬品・アルコール・ガソリン類)

みなさんの下水道です。ルールを守って、正しく、大切に使いましょう。

○お問い合わせ

上下水道課 下水道G
☎(84)3346 (直通)



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

9月が高齢者向け悪徳商法・振り込め詐欺

被害防止キャンペーン月間です

(産業課)

悪質商法やニセ電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、9月をキャンペーン月間と定め、県と県警と町が連携して啓発活動を実施します。

一人暮らしや、昼間自宅で留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていますのでご注意ください。

【事例1】

最近、社債のパンフレットが届いた。すると、見知らぬ業者から「パンフレットは届いたか」と電話がかかってきた。「とてもいい社債で欲しいが、選ばれたあなたしか買えない。代わりに買ってくれたら3倍の値段で買い取る」と言われ、200万円で購入した。だが、その後、買い取ると約束をした業者と連絡が取れなくなってしまった。

事例1アドバイス

このような利殖商法を、劇場型勧誘といいます。社債のパンフレットを送ってきた業者と、買い取ると約束をした業者は「グル」になっています。一度払ってしまったお金を取り戻すことは大変難しいです。安易なもうけ話はありません。

【事例2】

「2千円で雨どいを掃除します」と業者が自宅を訪れた。掃除してもらい料金を払ったが、契約書や領収書はもらわなかった。後日、再び業者が訪れ「掃除の時に瓦が壊れていたのを見つけたので修理工事をしましょうか」と言われた。契約書を交わして工事を頼んだが、300万円と高額なので止めたい。

事例2アドバイス

訪問販売なのでクーリング・オフができます。業者宛にクーリング・オフのはがきを出しましょう。

◎クーリング・オフについて

訪問販売や電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフの説明が書かれた書面を受け取った日から8日以内なら無条件に解約できます。

クーリング・オフのはがきの書き方は下記をご参照ください。※契約をする前に、家の人や身近な人に相談しましょう。消費生活相談窓口や、消費者ホットライン(0570・064・370)でも相談を受け付けています。

クーリング・オフはがきの書き方


簡易書留
事業者住所
事業者名
代表者名 様
(クレジット契約のある場合には、 信販会社宛も作成)

はがき表面

通知書	
次の契約を解除します	
契約年月日	○年○月○日
商品名	○○○○○
契約金額	○○○○○円
販売会社名	株式会社○○
	(担当者名) △△△
クレジット会社	×××株式会社
(通知を出した年月日)	
(自分の住所・氏名)	

はがき裏面
クレジット会社宛

通知書	
次の契約を解除します	
契約年月日	○年○月○日
商品名	○○○○○
契約金額	○○○○○円
販売会社名	株式会社○○
	(担当者名) △△△
支払った代金○○円を返金し、商品 を引き取ってください	
(通知を出した年月日)	
(自分の住所・氏名)	

はがき裏面
販売会社宛

はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。
商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。
記入したはがきの両面のコピーをとって、保管しておきます。
はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。
クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。

地域の行事を紹介します

7月20日⑧

元栗橋のお祭り

元栗橋会館広場にて

わっしょい！
わっしょい！



元栗橋会館を中心に、お神輿を担ぎ焼きそばやかき氷などが振る舞われ盛大にお祭りが開催されました。最後には花火が打ち上げられ、夏の夜を彩りました。



子どもから三世代参加しての大会が行われ、暑さにも負けず元気なプレーをしながら世代を超えた交流が図られました。

グラウンド
ゴルフ&
バーベキュー
の様子

7月27日⑧

山王山地区親睦会

山王山運動公園にて



8月3日⑧

原宿台夏祭り

原宿台コミュニティセンターにて

たくさん子どもたちが参加し、センター内では輪投げやビンゴゲームが行われました。

わたあめやヨーヨーなどたくさんの模擬店もあり、
打魂響心による和太鼓演奏も開催され賑わいました。



夏の交通事故防止県民運動 が実施されました

7月20日から8月20日までの期間、夏の交通事故防止県民運動が実施されました。7月18日には、元栗橋東京電力変電所前にて、境地区交通安全協会五霞支部・五霞町交通安全母の会、境警察署の協力により、夏のキャンペーンが実施されました。

当日は、運転手さん約300名へ交通安全のチラシとコースター・冷却シートの配布を行い、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を呼びかけました。

また、期間中、防災行政無線を使い、五霞東・西小学校児童による広報活動を実施し、町内の交通事故防止を広く周知しました。



さかいふるさと祭り 花火大会が開催されました

7月21日、町が後援している「さかいふるさと祭り花火大会」が盛大に開催されました。

当日は、約3,000発の花火が夜空を彩り、山王スパー堤防に開設した観覧会場は、多くの来場者で賑わいました。



節電街頭キャンペーンが 実施されました

7月18日、交通安全事故防止県民キャンペーンとあわせて、節電街頭キャンペーンが行われ、啓発品の配布を行い、節電の協力をお願いしました。

交通危険箇所確認作業が実施されました

毎年8月の第1日曜日に、枝葉等が道路上に伸び出て、通行に支障をきたす恐れがある箇所の交通安全確保のため、町内全域を対象とした交通危険箇所確認作業を実施しています。

今年は、8月3日に交通安全協会五霞支部が主体となり、小福田・元栗橋駐在所警察官の協力のもと、交通安全上危険となる箇所やカーブミラー・交通標識等の点検確認を行いました。

道路に面した山林等を所有する方におかれましては、今後も定期的な枝葉等の剪定により、交通事故防止にご協力をお願いします。



作業後



作業前

「道の日」に道路の美化清掃 運動が実施されました

8月8日「道の日」に道路の美化清掃運動が実施されました。

この清掃運動は、茨城県建設業協会境支部が主催となり、町内における県道に投げ捨てられたゴミを拾うことにより、道路管理の大切さを示すとともに、ゴミの投げ捨てを抑制するモラルの確立を目的とするものです。

ゴミの量は減少傾向にあり、意識の高まりが見受けられました。ゴミの投げ捨てをなくし、これからもきれいな道路を目指しましょう。



「圏央道夏休み現場見学会」
子どもたちが多数参加



8月9日、圏央道事業地内で開催された見学会は、圏央道のPR及び将来を担う子どもたちに、土木に興味を持っていただく目的で開催し、親子連れなど町内外から185名の方が来場しました。

見学会では、レンガを使ったアーチ橋づくりやボルト締め、測量体験、鉄筋の組み立て、高所作業車を使った高所ゴンドラ乗車などを体験し、夏休みの1日を過ごしていました。

また、参加者は、地上約13メートルの橋梁にのぼり圏央道を歩く貴重な体験をしました。

まち・体育協会関係大会結果

第20回 五霞シニア

ソフトボール大会

○期日 6月29日

○場所 丸池台球場

○結果

優勝 元栗橋チーム

準優勝 ドリームチーム(原宿台)

第3位 メタリックシルバー

チーム(大福田)

第33回 五霞近隣

野球スポーツ少年団大会

○期日 7月26日・27日

○場所 五霞中学校野球場

○参加 丸池台球場

○結果 10チーム

優勝

上高野クリップパイズ

準優勝 境ニューヤンキース

第3位 五霞レインボーズ

越谷スラッガーズ



今年の夏も…
ハクレンが五霞町へやってきました！

今年の産卵は最短記録更新？！



観察できるのは1年の内たった1日か、せいぜい数日と言われています。

期日も不定で年によっては1ヶ月以上前後するため、簡単には見ることができません。

川の様子を見にいきました。1匹…ジャンプで挨拶してくれました。が、なかなかその後、ジャンプが見られませんでした。



ハクレンジャンプ過去の写真です



多くの方が待っていました



今年のハクレンの産卵は、早かったようです。残念なことに大迫力のジャンプシーンに立ち会えませんでした。

今年のハクレンのジャンプの様子を写真におさめた方は、ぜひ情報提供をお待ちしています。

また“いいところ探し隊”では、写真や動画での『五霞町の魅力』を随時募集(5ページ参照)しています。興味のある方は、総務課秘書広報Gまでお問い合わせください。

児童館 こどもの ひろば

9月の行事予定

●西児童館	☎(84)2321
・ちびっこ広場	5日(金)
・お月見会	8日(月)
・いすとりゲーム	11日(木)
・ちびっこ広場	19日(金)
・手作りクッキング	22日(月)
●南児童館	☎(84)3456
・ドッジボール大会	3日(水)
・お月見会	8日(月)
・ママといっしょ	11日(木)
・親子バレエ	13日(土)
(母親クラブ主催)	
・みんなでクッキング	17日(水)
・ママといっしょ	25日(木)
・りんごの皮むきに挑戦	29日(月)

みんなでクッキング ～南児童館～



敵なパフェが出来上がり、みんなでおいしく食べました。

7月14日、南児童館において「みんなでクッキング」を行いました。今回はみんなに人気のフルーツパフェでした。幼児はママと一緒に、小学生は子どものみでも参加でき、13組で楽しく作りました。パフェの器にアイスクリームやコーンフレーク、チョコレートのお菓子や家から持ってきたフルーツをきれいに飾りつけました。どれもとても素敵なパフェが出来上がり、みんなでおいしく食べました。

そうめん流し ～西児童館～



7月19日、西児童館において母親クラブ主催による「そうめん流し」が行われました。幼児とその保護者、小学生まで約100名の参加があり、とてもにぎわいました。竹の中を流れてくる白いそうめんと赤いミニトマト、緑のきゅうりに歓声があがりました。はじめのうちはすくえなかったそうめんも、コツをつかむとだんだん上手にすくえるようになり、食べるよりもすくう方に夢中になっていた子もいました。母親クラブの方をはじめ、中学生ボランティアの方々に厚く感謝いたします。

思いやりの心で明るい社会を 男女共同参画社会の実現に向けて…女性の人権

今日では、男女は平等であるべきだという考え方は広く浸透していますが、かつて女性は男性と比べ社会的に低い地位に置かれてきた時代が続きました。国連は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」、その翌年から10年を「国連婦人の10年」と設定し、世界的に女性の地位向上を目指した活動を展開しました。そして1979(昭和54)年に女性の権利を包括的に保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)を採択しました。日本は、1985(昭和60)年にこの条約を批准しましたが、条約批准にあたり「男女雇用機会均等法」を施行(1986(昭和61)年)するなど様々な法的整備を行いました。

1999(平成11)年には「男女共同参画基本法」が施行され、これに基づき2000(平成12)年には「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この基本計画は、その後5年毎に見直され、様々な施策が推進されています。

一方、女性に対する暴力やつ

きまといに対処するため、2000(平成12)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)が、2001(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)がそれぞれ施行されました。

また、セクシャルハラスメント(セクハラ)は女性の人権問題としてよく知られるようになりました。1999(平成11)年に「男女雇用機会均等法」が改正され、セクハラ防止に関する配慮義務が、雇用主に課せられました。同法は2007(平成19)年4月、さらに改正され、雇用主はセクハラ防止についての必要な措置が義務づけられました。

それでも、男女共同参画社会の実現は進んでいません。背景には、「男は仕事、女は家庭」とか「育児や介護は女の仕事」といった固定的な性別役割分担意識などがあります。社会・文化によって形成された「期待される男性像」「期待される女性像」(ジェンダー)。社会的につくられた性別のこと。がこうした意識や性差別につながっている場合もあります。私たちには、男女それぞれの立場から真の「男女共同参画社会」の実現に向け努力していくことが必要なのではないでしょうか。

(県庁人権冊子より抜粋)

ごかの お知らせ

(No.468)

お知らせ

第19回 五霞町

高齢者福祉大会の開催について

(健康福祉課)

第19回五霞町高齢者福祉大会を次のとおり開催します。

○開催日時

9月15日(月)午前9時開会
(受付は8時20分から)
(午前11時終了予定)

○場所

中央公民館 講堂

○表彰者予定(9月1日現在)

- ・ 最高長寿者 男女各1名
- ・ 百歳到達者 2名
- ・ 米寿到達者 51名
- ・ 傘寿到達者 54名
- ・ 長寿特別賞 2名

また、金婚を迎えられる方の表彰も併せて行います。

○アトラクション

五家英子歌謡ショー

午前10時開演予定

○交通手段

大会当日は、送迎バスを用意しておりますので、バス運行予定表(回覧に添付)を参照のうえ、ご利用ください。

○その他

終了後、引き続き「第16回健康福祉まつり」を開催します。多数のご来場をお待ちしております。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G
☎(84) 0006 (直通)

農業用プラスチックの回収について

(産業課)

使用済みとなった農業用プラスチック回収を実施します。

回収に当たっては事前に申し込みが必要となります。

詳細については、別途回覧にてお知らせします。

○主な回収対象物

- ・ ハウス等被覆用ビニール
- ・ 肥料用空袋
- ・ 園芸用マルチフィルム
- ・ 水稻育苗箱

※回収物の状態や種類によって回収できないものもあります。

○事前受付日時

9月11日(木)・12日(金)
午前9時～午後5時

○受付場所

役場2階 第2会議室

○回収日

9月25日(木)

○収集場所

五霞地区カントリーエレベーター敷地内

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84) 2582 (直通)

農用地利用集積について

(農業委員会)

農地を遊休化し荒廃させると、年数を経るごとに農地性を失い、復旧するのに多大な投資と労力が掛かります。

高齢や勤めで耕作ができない方は、農業経営規模を拡大したい方に貸すことによって、農地の保全と有効利用が図れるようになります。

手続きに關しましては、農用地利用集積計画申出書を貸す人・借りる人の合意により、作成することとなっています。

貸し借りの年限を区切って行うもので、3年・6年・10年を原則としています。

公募期間は、9月から10月15日までとなっていますので、希望される方はお申し出ください。

◆貸し手のメリット

- ・ 農地を貸しても農地法3条の許可は不要です。
- ・ 貸した農地は期間がくれば必ず返してもらえます。
- ・ 継続したいときは再設定することもできます。

◆借り手のメリット

- ・ 経営規模の拡大が図れます。
- ・ 農地を借りても農地法3条の許可は不要です。
- ・ 契約期間中は安心して耕作ができます。
- ・ 利用権の再設定で継続して借りることができます。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84) 2582 (直通)

児童手当現況届の提出はお済みですか

(健康福祉課)

児童手当を提出していないと10月からの児童手当が受給できませんので、必ず提出してください。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84) 0006 (直通)



道路工事の実施について（都市建設課）

町道の補修工事を次のとおり実施します。

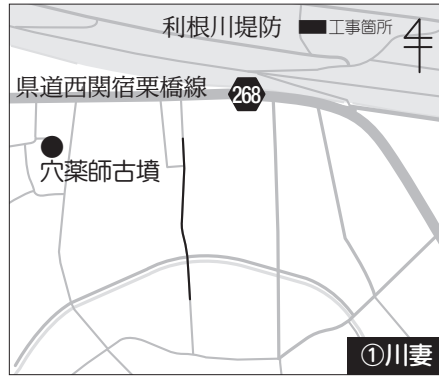
工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

お問い合わせ

都市建設課 建設管理 G ☎(84)3347（直通）

①町道1770号線道路舗装補修工事

○工事期間 10月中旬まで
○工事箇所 川妻地内
○施工業者 板通(株)五霞支店



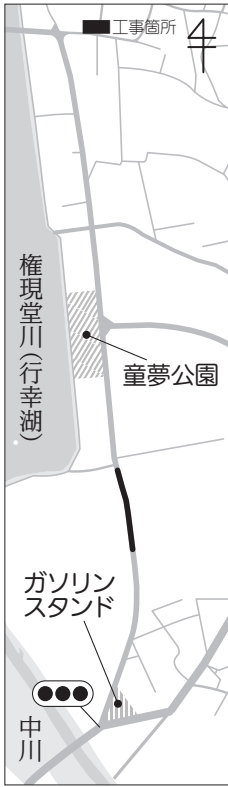
③町道1087号線道路舗装補修工事

○工事期間 10月中旬まで
○工事箇所 大福田地内
○施工業者 (株)関口建設



②町道54号線道路舗装補修工事

○工事期間 10月中旬まで
○工事箇所 元栗橋地内
○施工業者 (株)新栄開発



処理困難物の有料回収を実施します（生活安全課）

ごみ集積所に出せないごみ（処理困難物）の有料回収を次のとおり実施します。

日時 9月28日(日)

午前9時～11時

○実施場所 役場西側

○処理手数料

区分大	2,000円
区分中	1,000円
区分小	500円

○処理方法

当日、処理困難物を役場まで搬入してください。

○当日回収できないもの

- ・お店や事業所から出るごみ
- ・農機具、農薬、薬品類
- ・テレビ、エアコン、洗濯機（衣類乾燥機含む）及び冷蔵庫（冷凍含む）の家電4品目
- ・その他一般廃棄物でないもの

【戸別回収を希望される方】

役場まで処理困難物の搬入が困難な方については、別途、戸別回収も実施しています。

戸別回収を希望する方は、事前にお申し込みが必要です。

次の受付期間中に生活環境Gまで電話にてお申し込みください。

○戸別回収申込み受付期間

9月16日(火)～24日(水)
午前8時30分～午後5時
(役場閉庁日を除く。)

○戸別回収手数料

区分大	3,000円
区分中	1,500円
区分小	800円

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G ☎(84)3618（直通）

衣類（資源ごみ）の回収を実施します（生活安全課）

町では、資源の有効活用推進のため、処理困難物の回収とあわせて、衣類の回収を実施します。限りある資源のリサイクルに、ご協力をお願いします。

日時 9月28日(日)

午前9時～11時

○実施場所 役場西側

○回収方法 透明なゴミ袋に入れて持参してください。

○回収できない衣類

- ・濡れた物、破れた物、汚れのひどい物、ユニフォーム、学生服、会社の制服等
- ・事業所などから排出されたもの（作業着、工場で発生した裁断クズや余布等）
- ・その他のもの（布団、カーペット類、スリッパ、着物・帯、はんてん、帽子、靴下、スキーウェア類、雨合羽等）

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G ☎(84)3618（直通）

◆ 熱中症にご注意を ◆

屋外広告物の表示には許可が必要です

(都市建設課)

まちの中には、様々な種類の「※屋外広告物」があります。

これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市町村長の許可を受けることが必要です。まちの良好な景観のために、

屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲出されたものなどをいいます。

○主な規制の例

自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）や次の場合は、禁止地域でも表示することができません。

- ・ 広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合
- ・ 広告物の合計面積が100㎡以下（第1種禁止地域にあつては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下）で、許可基準に適合し、町長の許可を受けた場合

◆屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。

許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続が必要です。許可期間が切れた屋外広告は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

都市建設課

五霞IC周辺地区推進室

☎(84)3347 (直通)

10月は土地月間です

(都市建設課)

10月は、土地に関する様々な普及・啓発活動を行う「土地月間」です。

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は、市町村へ届出を行う必要があります。

○届出の必要な面積

市街化区域2,000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域5,000㎡以上、都市計画区域以外の区域10,000㎡以上

○届出の必要な取引

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定等

○届出期限

契約締結日から2週間以内

※詳しくは都市建設課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

都市建設課

五霞IC周辺地区推進室

☎(84)3347 (直通)

農用地区域からの除外申請受付の一時中断について

(産業課)

町では、平成26年度から平成27年度にかけて、農業振興地域整備計画の総合見直しを行います。

この計画は、農業の健全な発展や農地の合理的な利用に役立てるための基本計画となるものです。

農地を宅地などに利用する場合、その土地が農用地区域に指定されているときには、農用地からの除外（農振除外）の手続きが必要です。

現在、年3回（2月、6月、10月）受付を行っておりますが、計画策定に伴う関係機関との協議や意見聴取のため、次の期間中農用地区域からの除外申請受付を一時中断します。

○受付中断期間

平成26年11月1日～

平成28年3月31日

（平成27年2月、6月、10月、平成28年2月の受付）

※次回申請受付（平成26年10月）

が最終となります。

※関係機関との協議等の進捗状況によつては、見直し完了が予定より遅れることもありまので、あらかじめご了承ください。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)

新体力テスト測定会の開催について

(B&G海洋センター)

次の日程にて新体力テスト測定会を開催します。

健康維持の一環として、体力年齢を測ってみませんか。

○日時 9月27日(土)

午前9時～12時

※受付は11時半まで

○場所 B&G海洋センター

1階体育館

○対象者 20歳～79歳

○持ち物 運動靴・タオル

※運動できる格好にてお越しください。

○お問い合わせ

B&G海洋センター

☎(84)3533 (直通)



パパ・ママ教室

(健康福祉課)

町では、元気な赤ちゃんが生まれ育つよう、また妊娠中の生活が不安なく過ごせるようにパパ・ママ教室を実施しています。お友だちづくりの場としても、ぜひご利用ください。

○日時

1日目 10月1日(水)

午前9時30分～11時30分

2日目 10月4日(土)

午前9時30分～11時45分

○内容

1日目

助産師・栄養士による講話

「妊娠中の過ごし方」、

「妊娠中の栄養」

2日目

ビデオ鑑賞「赤ちゃん・このすばらしき生命」、おふろの入れ方実習、母乳相談

○対象者

町内在住の妊婦及びその家族

○お申し込み

9月29日(月)までにお申し込みください。

※土・日・祝日は除く

○お問い合わせ

保健センター

☎(84)1910 (直通)

相談

消費生活相談窓口

(産業課)

専門の相談員が町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。

専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守いたします。

お気軽にご利用ください。

○日時

9月10日(水)

午前9時～午後4時30分

(ただし、正午～午後1時を除く)

○場所

ひばりの里

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)

生活相談

(総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

◆ふれあいセンター

◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595 (直通)

募集

男性の料理教室

(健康福祉課)

○日時

9月25日(木)

午前10時～午後1時

(午前9時40分受付)

○場所

保健センター

○対象者

町内在住の男性

○内容

手軽にできる家庭料理

○定員

15名(先着順)

○参加費

1人 300円

○持参する物

エプロン、三角巾

○お申し込み

9月22日(月)まで

○お問い合わせ

保健センター

☎(84)1910 (直通)

第11回 町民グラウンド・ゴルフ大会

(B&G海洋センター)

○日時

10月4日(土) 午前8時受付

※雨天の場合は翌日に順延

○会場

ごみずべ公園(江川)

○対象者

中学生以上の町内在住・在勤者

○参加費

1人 500円

○お申し込み方法

9月24日(水)までに、海洋センターにある要項で詳細を確認のうえ、申込書に必要事項を記入し参加費を添えて、お申し込みください。

※電話受付は行いません。

○お問い合わせ

B&G海洋センター

☎(84)3533 (直通)

第23回 町民テニス大会

(B&G海洋センター)

○日時

10月5日(日)

午前8時30分受付

※雨天の場合は10月12日(日)

○会場

町テニスコート

○対象者

町内在住在勤及びテニス連盟加入者

○試合形式

男子ダブルス・女子ダブルス

○参加費

1ペア 1,000円

○お申し込み方法

9月19日(金)までに、海洋センターにある要項で詳細を確認のうえ、申込書に必要事項を記入し参加費を添えて、お申し込みください。

※電話受付は行いません。

○お問い合わせ

B&G海洋センター

☎(84)3533 (直通)



不動産取得税について

(町民税務課)

土地や家屋を売買、贈与、交換等により取得したときや、家屋を新築等したときは、県税の不動産取得税が課税されます。税額は、課税標準額(固定資産課税台帳に登録されている価格または固定資産評価基準により評価し、決定した価格)に、平成20年4月1日以降に土地または住宅を取得された場合は3%、同じく住宅以外の家屋を取得された場合は4%をそれぞれ乗じた額です。

ただし、宅地及び宅地評価土地を平成27年3月31日までに取得した場合は、課税標準額が2分の1に軽減されます。

なお、住宅や住宅用土地を取得した方は、一定の要件のもとで税額が軽減される場合があります。詳細は茨城県筑西県税事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所

課税第二課

☎0296(24)9197

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間のお知らせ

人には皆人権があります。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら高齢者・障害者に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっています。

水戸地方事務局及び茨城県人権擁護委員連絡会は、従来から様々な活動を通じて高齢者・障害者の人権問題に取り組んできました。

高齢者・障害者に対する暴行・虐待などあらゆる人権侵害を電話にて相談を受け付けています。

秘密は厳守いたします。

○期間

9月8日(月)～14日(日)

○時間

午前8時30分～午後7時
(ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで)

○電話番号

☎0570(003)110
(全国共通人権相談ダイヤル)

○相談員

人権擁護委員・法務局職員

○実施機関

水戸地方事務局人権擁護課

☎029(227)9919

ときめきパーティー参加者募集

(町民税務課)

県から委託を受けたボランティア「マリッジサポーター」が婚活パーティーを開催します。結婚を希望する方はぜひご参加ください。

○日時

10月5日(日)
午後1時10分～4時30分

※受付は午後1時から

○場所

アスカル幸手 2階会議室
埼玉県幸手市
平須賀2380-1

☎0480(48)0048

○対象

20代から40代の未婚の男女

○定員 男性20名、女性20名

○費用 男性 2,000円
女性 1,000円

○お申し込み期間

9月8日(月)～22日(月)
午前10時～午後5時

※参加者多数の場合は抽選となります。

○お申し込み・お問い合わせ

五霞町マリッジサポーター連絡会(会長 伊藤)

☎080-5896-3134
・五霞町ホームページ応募フォームから(パソコン・携帯可)
<http://www.town.goka.lg.jp>

○主催
いばらきマリッジサポーター

県西地域活動協議会
・五霞町マリッジサポーター連絡会

江戸川を守る会設立50周年記念式典について

・第1部 式典
・第2部 記念講演

○日時

10月25日(土)
午後2時～午後4時

(開場 午後1時30分)

○場所

市川市文化会館小ホール
千葉県市川市大和田1-1-5

○定員 300人程度(先着順)

○参加費

無料

○申込期間 9月1日(月)から
(定員になり次第締切)

○お申し込み方法

・Eメールもしくは往復葉書
・参加者の氏名(ふりがな)、住所、電話番号、Eメールアドレス、所属(任意)を次記のアドレスまでご連絡してください。参加者が複数の場合は、人数分のご連絡先等をお知らせください。

○お申し込み先
往復葉書の場合
(株)地域環境計画 阿部

〒154-0015
世田谷区桜新町2-22-3

NDSビル

◆Eメールの場合

edoi025@chikan.co.jp

※電話でのお申し込みはできません。また、往復はがきの場合は返信用の宛先もご記入ください。

※QRコードからもお申し込みできます。



○お問い合わせ(五霞支部)

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618(直通)

行幸湖浮きウキフェスタ

行幸湖(権現堂調節池)で川の再生体験イベントを開催します。

○日時

10月18日(土)
午前10時

※予備日 10月19日(日)

○場所 権現堂公園
(多目的運動広場)

○内容 カヌー、ドラゴンボート体験、水質浄化用の浮島(いかだ)製作体験(要申込)、見学ほか

○主催 行幸湖浮きウキフェスタ実行委員会

○お問い合わせ

埼玉県杉戸県土整備事務所
調節池管理所

☎0480(43)2895

☎0480(43)4631

平成26年度防衛大学校・ 防衛医科大学校学生募集 のお知らせ

募 集 種 目		募集対象	受付期間	試 験 期 日
防衛大学校 学生	推薦	高卒(見込含) 21歳未満 学校長の推薦者	9月5日(金) ～9日(火)	9月27日(土)、28日(日)
	総合選抜			9月27日(土)
	一般前期	高卒(見込含) 21歳未満	9月5日(金) ～30日(火)	11月8日(土)、9日(日)
防衛医科 大学校	医学科学生			11月1日(土)、2日(日)
	看護学科学生			10月18日(土)

※年齢は、平成27年4月1日現在の満年齢

○お問い合わせ

防衛省自衛隊茨城地方協力本部
筑西地域事務所
☎0296(22)7239

若者の就労支援相談会を 実施します

「働きたいけど自信がない、コミュニケーションをとるのが苦手」といった若者や、「お子さんの就職などで悩んでいるけれど、誰に相談したらよいか分からない」といった保護者の方を対象に、若者の就労支援相談会を実施します。

○日時 9月9日(火)
10月14日(火)

午後2時～午後4時

○場所

多目的集会センター相談室

○対象 15～39歳までの方、
またはその保護者

○相談料 無料

※予約が必要です。相談日前日までに、左記サポートステーションまでご連絡ください。

○お問い合わせ

厚生労働省認定事業
いばらき県西若者
サポートステーション
☎0296(54)6012

専門家による 困りごと無料相談会

弁護士、司法書士、行政書士、
税理士、公認会計士、社会保険
労務士、土地家屋調査士、不動
産鑑定士が無料相談に応じます。
法律や行政、税務、会計、労

働・社会保険、不動産について
のご相談のある方は、お気軽に
ご来場ください。

○日時 9月7日(日)

午前9時30分～午後3時
※受付は午後2時30分終了

○場所

茨城県産業会館 大会議室

水戸市桜川2-2-35

○その他 当日は受付順となり
ます。事前予約はできません。

○お問い合わせ

茨城県社会保険労務士会
事務局
☎029(226)3296

警察の相談窓口をご利用 ください

9月11日は「警察相談の日」
です。警察で取り扱う相談とは、
・犯罪等による被害の未然防止
に関するもの
・県民のみなさんの安全と平穩
に係るものを
言います。

警察では、総合相談窓口、警
察署警務課、交番及び駐在所で
相談を受け付けています。

○相談ダイヤル

#9110

029(301)9110

(携帯電話、PHSからも利用
可能で、全国どこからでも、電
話をかけた場所の警察本部の相
談担当窓口へ繋がります)

※緊急の事件・事故以外の相談
については110番通報では
なく、相談ダイヤルをご利用
ください。

○お問い合わせ

境警察署 ☎(86)0110

調停相談会の開催につい て

次のとおり相談会を開催しま
すので、身の回りのことでお困
りの方は、ぜひご相談ください。
裁判所の調停委員がお待ちして
います。

○日時 10月12日(日)

午前10時～午後3時

※受付時間

午前9時30分～午後3時

○場所

下妻市立下妻公民館

下妻市本城町3-36

○相談内容

夫婦関係、親子関係、相続関
係、扶養関係、金銭関係、土地
関係、交通事故関係等
※相談は無料です。秘密は厳守
します。

○主催 公益財団法人日本調停
協会連合会

○後援 最高裁判所

下妻調停協会

○お問い合わせ

☎0296(43)6781

9月の夜間収納窓口

平日の日中、お仕事等で町税
等の納付ができない方や納税相
談へお越しになれない方のため
に、次のとおり町税等の収納窓
口の受付時間を延長しております
ので、ぜひご利用ください。

○開設日 9月30日(火)

午後5時15分～午後7時

○場所・お問い合わせ

対象税等	町 税 等	介護保険料	上下水道料金 下水道 受益者負担金
担当課(場所)	町民税務課 (役場)	健康福祉課 (役場)	上下水道課 (川妻浄水場)
担当グループ	税務G	高齢者支援G	水道G 下水道G
電 話	☎(84)1966	☎(84)0006	☎(84)3000

認知症について

茨城県では9月を「認知症を知る月間」とし、認知症の正しい知識の普及を図っています。認知症は誰にでも起こりうる病気です。いつ、自分や家族が認知症にならないとも限りません。次の項目は、認知症と診断された人の家族が、実際に気がついた日常生活の変化です。

- 同じことを何度も言ったり、聞いたりするようになった
 - 置き忘れやしまい忘れが目立つようになった
 - 蛇口の閉め忘れやガスの消し忘れが目立つようになった
 - これまでの日課をしなくなったり
 - 以前はあった興味や関心がなくなった
 - 時間や場所の感覚が不確かになった
 - 物の名前が出てこなくなった
 - だらしなくなった
 - ささいなことで怒りっぽくなった
 - 財布やお金、物などを「盗まれた」と言うようになった
- ※茨城県認知症介護パンフレット
「認知症を理解するために」より
厚生労働省の研究室によると、国内の認知症の高齢者は、おと

とし(H24)の時点で462万人、高齢者の15%に達すると推計されています。また認知症の予備軍とされる「軽度認知障害」の高齢者は、400万人に上ると推計され、国内の認知症とその予備軍の高齢者は合わせて860万人余りで、高齢者の「4人に1人」に上っています。

認知症の割合の大半を占める「アルツハイマー型認知症」は、薬で急な進行を防ぐことができません。正常圧水頭症や、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫などの場合、脳外科的な処置で劇的に良くなる場合もあります。

認知症は早期発見・早期治療がとても重要になってきますので、「あれ?おかしいな?」と思ったら早めに医療機関に相談しましょう。



相談機関

古河赤十字病院

認知症疾患医療センター
認知症専門医療相談室

☎(23)7121

地域包括支援センター
(ひばりの里)

☎(84)0765

役場健康福祉課 高齢者支援G

☎(84)0006

学校コーナー

職場体験学習

自ら学び、自ら考え
主体的に行動する
生徒の育成を目指して



平成26年度も2学期が始まります。五霞中学校では今年も職場体験学習を7月9日と10日の2日間行いました。

この活動は4月から2年生が総合的な学習の時間を使い、事業所選りから、電話連絡、事前打ち合わせなどの準備を進めてきました。前日には元PTA会長の菊地和幸氏から体験の心構えについてのお話を聞き、準備万端となりました。当日は、84名の2年生が五霞町内、幸手市、古河市、境町等40の事業所にお世話になりました。生徒たちはたくさんのお話を学び帰ってきました。生徒たちの感想を紹介します。

【道の駅ごか】

板橋 明里



私が印象的だったのは仕事の前に行うミーティングです。常に相手の気持ちになって」という言葉が心に残りました。厨房に入ったり接客をしたりしましたが常にこの気持ちを忘れずに行いました。接客は心が大切であると思いました。

【五霞郵便局】

渡邊 祥子



私が印象に残っているのは窓口で入金や振り込みをしたことです。お札の数え方や郵便物の種類、仕分け、接客の仕方など初めて知ることができました。仕事に責任を持つことを学びました。

【染めQ】

鈴木 準



僕はそめQの事務所です。主には働かせていただきました。初めに「全ての人に敬意を払う」とのこと。「大きな声であいさつをすること」を教えてくださいました。生活の中で、あいさつがどんなに大切かを感じました。

【五霞幼稚園】

山中 春乃



子どもたちがたくさんいてどうやって面倒をみるのか迷いました。常に明るく元気に子どもたちに接している先生方の姿、悪いことをした時はきちんと叱る姿が印象的でした。先生方のお蔭で毎日楽しく生活できているということが分かりました。

☆2日間の貴重な体験をした生徒たち。体験を成長の糧にしていきます。ご協力ありがとうございました。

ご意見・ご要望をお待ちしています。

あて先

●町長(直通)

FAX 84-1550

●総務課広報担当

☎84-1111(内線214)



9月の納税

納期限:9月30日(火)です

固定資産税	3期	町民税務課 税務G	☎84-1966
国民健康保険税	3期	町民税務課 税務G	☎84-1966
後期高齢者医療保険料	3期	町民税務課 税務G	☎84-1966
介護保険料	3期	健康福祉課 高齢者支援G	☎84-0006

人口と世帯

8月1日現在 住民基本台帳から
()内は外国人登録で内数

総人口	9,189人	(120人)
前月比	-9人	(0人)
男	4,610人	(44人)
女	4,579人	(76人)
世帯数	3,210世帯	(67世帯)

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃ごみ 道の駅(定休日) 西南	2 缶類 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター) 西南	3 可燃ごみ ドッジボール大会 (南児童館) 西南	4 びん類・ペットボトル ふれあいハート教室 (保健センター) 西南	5 可燃ごみ すくすく相談 (保健センター) わくわく元気づくり (保健センター) ちびっこ広場 (西児童館) 日赤	6 西南
7	8 可燃ごみ お月見会 (南児童館) お月見会 (西児童館) 西南	9 紙類 成人健康相談 (保健センター) 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター) 西南	10 可燃ごみ 消費生活相談窓口 (ひばりの里) 西南	11 不燃性粗大ごみ ママといっしょ (南児童館) いすとりゲーム (西児童館) 西南	12 可燃ごみ わくわく元気づくり (保健センター) 日赤	13 親子バレエ (南児童館) 西南
14	15 可燃ごみ 敬老の日 高齢者福祉大会 健康福祉まつり (中央公民館) 友愛	16 缶類 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター) 道の駅(定休日) 西南	17 可燃ごみ みんなでクッキング (南児童館) 友愛	18 びん類・ペットボトル 西南	19 可燃ごみ ちびっこ広場 (西児童館) 日赤	20 西南
21	22 可燃ごみ 手作りクッキング (西児童館) 西南	23 可燃性粗大ごみ 秋分の日 西南	24 可燃ごみ 西南	25 不燃ごみ 男性の料理教室 (保健センター) ママといっしょ (南児童館) 西南	26 可燃ごみ わくわく元気づくり (保健センター) 日赤	27 新体力テスト測定会 (B&G海洋センター) 西南
28 処理困難物有料回収 衣類回収 西南	29 可燃ごみ りんごの皮むきに挑戦 (南児童館) 西南	30 缶類 町税等夜間収納 (各窓口) 西南				

小児医療 輪番制 西南: 茨城西南医療センター病院(境町) ☎87-8111 友愛: 友愛記念病院(古河市) ☎97-3000
日赤: 古河赤十字病院(古河市) ☎23-7111 ※輪番日及び時間…月・火・水・木・金・土曜日: 午後6時～午後11時
日曜日・祝日: 午前9時～午後4時
※輪番の実施時間外の外来につきましては、つくば市筑波メディカルセンター病院でも小児救急医療を対応しています。

▼茨城子ども救急電話相談 毎日の夜間/18時30分～24時30分
休日の昼間/ 9時00分～17時00分
※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)
すぐ受診させた方がよいのか、様子をみても大丈夫なのか不安な時は、ご相談ください。
電話番号: プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは局番なしの「#8000」
その他の電話からは 029-254-9900

▼茨城県救急医療情報コントロールセンター
休日や夜間に救急対応している小児科の医療機関をお探しのときは、お問い合わせください。
☎029(241)4199 (年中無休/24時間)

こうた
虎太くん
平成25年10月27日生

鈴木大地・夏美さん
(原宿台)の長男
(父母のひと言)
これからも明るく元気に大きくなって!!
いつも笑顔で。

このコーナーに掲載をご希望の方は、総務課(内線214)までお申し込みください。



東日本大震災義援金について

平成27年3月31日(日)まで
受付期間を延長いたします。
引き続き、皆様のご協力をお願いいたします。お預かりした義援金は、日本赤十字社茨城支部に送金し、被災者への生活支援や見舞金に使われます。

○義援金送金額
1,222,232円(8月8日現在)

土曜窓口業務を行っています

土曜日(祝日を除く)の午前8時30分から正午まで一部窓口業務を行っています。ぜひご利用ください。



町民税務課

▼申請・請求できる方▼

- 住 民 票 ……本人及び同一世帯の方
 - 戸籍謄本・抄本 ……本人かその配偶者、直系尊属、直系卑属の方
 - 印 鑑 証 明 ……印鑑登録証をお持ちの方
- ※住民票、戸籍謄本・抄本は、委任状をお持ちの方も申請できます。

○お問い合わせ 町民税務課 町民G ☎84-1965(直通)